

厚生年金保険・国民年金事業の概況

(令和 6 年 1 月現在)

この統計では基本的に、被用者年金一元化により新たに厚生年金保険の適用対象となった、国家公務員共済組合、地方公務員共済組合及び日本私立学校振興・共済事業団の情報を含まない。

1. 総括

(1) 適用状況

- 令和6年1月末の国民年金と厚生年金保険（第1号）の被保険者数は、6,289万人であり、前年同月に比べて、3万人（0.0%）増加している。

表 1 制度別適用状況

	事業所数	被保険者数(人)			標準報酬月額 の平均 (円)
		総数	男子	女子	
厚生年金保険（第1号）	2,776,796	42,188,473	25,182,231	17,006,242	326,001
船員以外	2,772,839	42,138,150	25,131,908	17,006,242	325,870
一般男子	・	25,131,504	25,131,504	・	370,216
女子	・	17,006,242	・	17,006,242	260,336
坑内員	・	404	404	・	391,317
（再掲）短時間労働者	93,531	914,812	221,408	693,404	151,277
船員	3,957	50,323	50,323	・	435,165
国民年金	・	20,698,394	7,398,880	13,299,514	・
第1号	・	13,596,169	7,192,015	6,404,154	・
任意加入	・	203,030	79,357	123,673	・
第3号	・	6,899,195	127,508	6,771,687	・
合計	・	62,886,867	32,581,111	30,305,756	・

注. 厚生年金保険（第1号）の被保険者のうち、坑内員及び船員は全員男子とみなした。

(2) 給付状況

- 令和6年1月末の国民年金、厚生年金保険（第1号）及び福祉年金の受給者数（同一の年金種別を除く延人数）は、4,435万人であり、前年同月に比べて、13万人（0.3%）減少している。

表 2 制度別年金受給者数

(単位：人)

	総数	老齢給付		障害年金	遺族給付	
		老齢年金 ・25年以上	通算老齢年金 ・25年未満		遺族年金	通算遺族年金
厚生年金保険（第1号） 計	36,173,448	15,701,906	14,148,423	520,496	5,790,731	11,892
旧共済組合を除く	35,919,309	15,554,527	14,096,969	518,485	5,737,751	11,577
旧法	486,403	142,188	99,593	23,668	209,639	11,315
新法	35,420,911	15,409,508	13,997,020	494,049	5,520,334	・
（再掲）基礎あり	27,908,138	14,628,461	12,876,592	334,883	68,202	・
基礎または定額あり	27,541,146	14,653,078	12,888,068	・	・	・
基礎繰上げあり	2,027,484	655,343	1,372,141	・	・	・
基礎繰上げなし	25,513,662	13,997,735	11,515,927	・	・	・
基礎及び定額なし	1,865,382	756,430	1,108,952	・	・	・
船員保険（旧法）	11,995	2,831	356	768	7,778	262
旧共済組合 計	254,139	147,379	51,454	2,011	52,980	315
旧法	55,637	38,353	1,121	736	15,112	315
新法	198,502	109,026	50,333	1,275	37,868	・
（再掲）基礎あり	157,866	108,300	48,473	1,092	1	・
国民年金 計	36,242,324	33,052,929	930,099	2,172,895	86,401	・
（再掲）基礎のみ共済なし・旧国年	6,755,343	4,704,808	268,760	1,751,526	30,249	・
旧法抛出处	377,697	203,007	140,705	27,562	6,423	・
新法基礎年金	35,864,627	32,849,922	789,394	2,145,333	79,978	・
（再掲）基礎のみ	7,572,214	5,638,809	130,091	1,773,081	30,233	・
（再掲）基礎のみ共済なし	6,377,646	4,501,801	128,055	1,723,964	23,826	・
福祉年金	2	2	・	・	・	・
合 計	44,349,770	34,018,076	2,153,457	2,357,416	5,808,929	11,892

- 注1. 厚生年金保険（第1号）の受給者とは、厚生年金保険受給者全体から、共済組合等の組合員等たる厚生年金保険の被保険者期間（平成27年9月以前の共済組合等の組合員等の期間を含む）のみの者を除き、さらに、障害厚生年金受給者及び短期要件分の遺族厚生年金受給者について、それぞれ初診日又は死亡日に共済組合等の組合員等であった者を除いた者をいう。
2. 新法老齢厚生年金（第1号）のうち、旧法の老齢年金に相当するものは「老齢年金・25年以上」に、それ以外のものは「通算老齢年金・25年未満」に計上している。新法退職共済年金についても同様。
3. 人数の合計は、厚生年金保険（第1号）と同一の年金種別の基礎年金を併給している者の重複分を控除した数である。
4. 「旧共済組合」は、厚生年金保険に統合された時点で旧J R 共済、旧N T T 共済、旧J T 共済又は旧農林共済の受給権が発生していた者をいう。
5. 「基礎あり」は、同一の年金種別の基礎年金の受給権を有する者をいう。
6. 新法基礎年金のうち、老齢基礎年金の受給資格期間を25年以上有するものは「老齢年金・25年以上」に、それ以外のものは「通算老齢年金・25年未満」に計上している。
7. 「基礎のみ」は、同一の年金種別の厚生年金保険（第1号）（旧共済組合を除く）の受給権を有しない基礎年金受給者をいう。
8. 「基礎のみ共済なし」は「基礎のみ」の受給者のうち、共済組合等の組合員等たる厚生年金保険の被保険者期間（平成27年9月以前の共済組合等の組合員等の期間を含む）を有しない受給者をいう。
9. 寡婦年金については、新法においても存続しているが、国民年金第1号被保険者であった夫の妻のみに対して適用され、基礎年金一律の給付ではないため、新法よりも便宜上旧法抛出处に計上している。

○ 令和6年1月末の国民年金、厚生年金保険（第1号）及び福祉年金の受給者の年金総額は、50.8兆円であり、前年同月に比べて、1.0兆円（1.9%）増加している。

表3 制度別受給者年金総額

	総 数	老齢給付		障害年金	遺族給付	
		老齢年金 ・25年以上	通算老齢年金 ・25年未満		遺族年金	通算遺族年金
厚生年金保険（第1号） 計	25,761,703	17,190,066	2,540,539	350,850	5,676,888	3,360
旧共済組合を除く	25,490,034	16,990,449	2,529,760	349,070	5,617,468	3,286
旧 法	504,511	216,530	38,532	27,961	218,275	3,213
新 法	24,962,132	16,765,618	2,491,104	319,488	5,385,921	・
（別掲）基礎年金	19,344,094	10,520,002	8,467,778	290,618	65,697	・
船員保険（旧法）	23,391	8,301	123	1,620	13,273	74
旧共済組合 計	271,669	199,617	10,779	1,780	59,420	73
旧 法	96,715	77,449	514	1,008	17,670	73
新 法	174,955	122,167	10,264	773	41,750	・
（別掲）基礎年金	118,817	81,784	36,115	917	1	・
国民年金 計	25,085,981	22,871,911	223,765	1,900,782	89,523	・
（再掲）基礎のみ共済なし・旧国年	4,609,640	2,982,016	62,461	1,536,865	28,299	・
旧法拠出制	159,555	99,608	32,614	24,542	2,791	・
新法基礎年金	24,926,427	22,772,304	191,151	1,876,240	86,732	・
（再掲）基礎のみ	5,346,327	3,728,396	30,398	1,554,858	32,674	・
（再掲）基礎のみ共済なし	4,450,086	2,882,408	29,847	1,512,323	25,508	・
福祉年金	1	1	・	・	・	・
合 計	50,847,685	40,061,979	2,764,304	2,251,632	5,766,412	3,360

注1. 厚生年金保険（第1号）受給者の年金総額は、老齢給付及び遺族年金（長期要件）については、平成27年9月以前の厚生年金保険被保険者期間及び平成27年10月以降の第1号厚生年金被保険者期間に係る年金総額であり、平成27年10月以降に受給権が発生した障害厚生年金及び遺族厚生年金（短期要件）については、共済組合等の組合員等たる厚生年金保険の被保険者期間（平成27年9月以前の共済組合等の組合員等の期間を含む）を含めて算出した年金総額である。

2. 年金総額には一部停止額を含む。

3. 「旧共済組合」は、厚生年金保険に統合された時点で旧J R 共済、旧N T T 共済、旧J T 共済又は旧農林共済の受給権が発生していた者の当該年金の年金総額である。

4. 「基礎のみ」は、同一の年金種別の厚生年金保険（第1号）（旧共済組合を除く）の受給権を有しない基礎年金受給者の年金総額である。

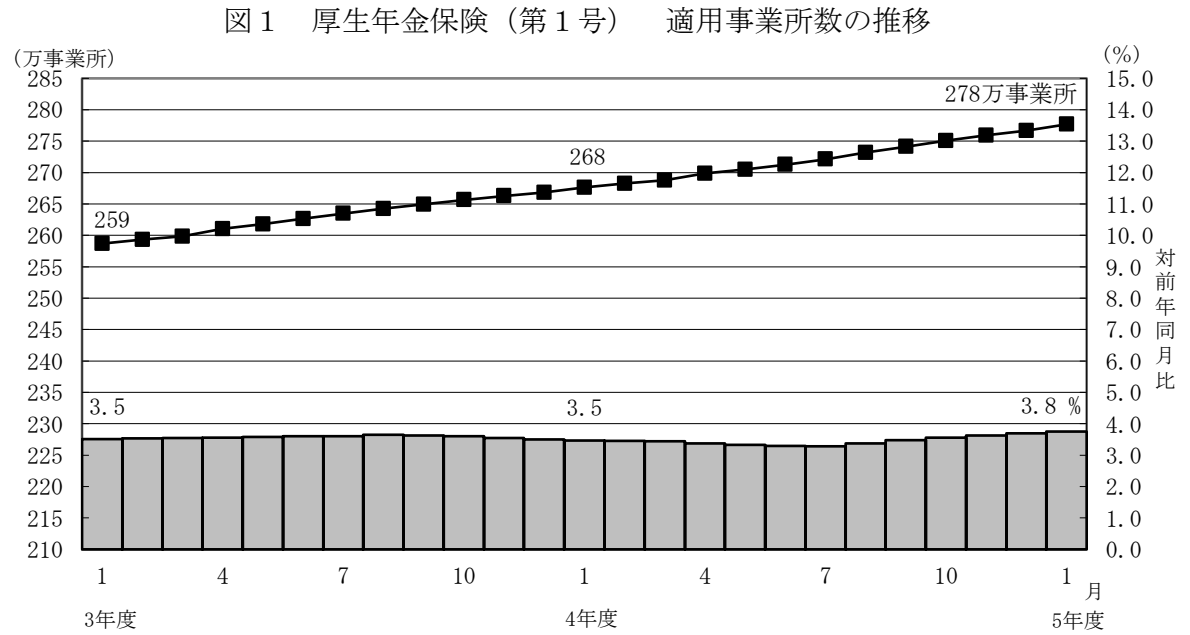
5. 「基礎のみ共済なし」は「基礎のみ」の受給者のうち、共済組合等の組合員等たる厚生年金保険の被保険者期間（平成27年9月以前の共済組合等の組合員等の期間を含む）を有しない受給者の年金総額である。

6. 寡婦年金については、新法においても存続しているが、国民年金第1号被保険者であった夫の妻のみに対して適用され、基礎年金一律の給付ではないため、新法分も便宜上旧法拠出制に計上している。

2. 厚生年金保険

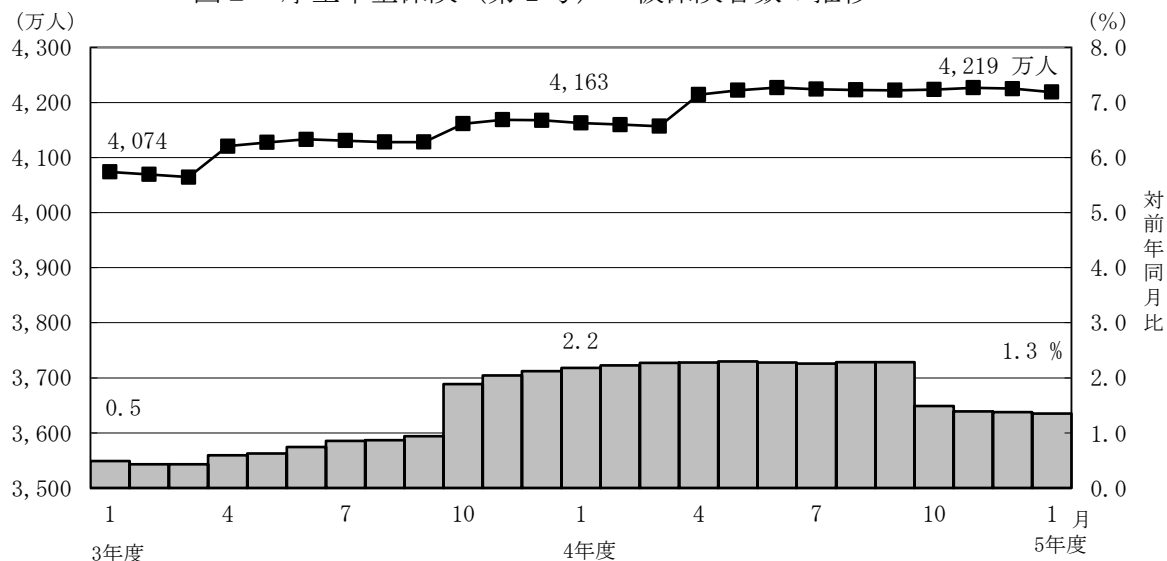
(1) 適用状況

○ 令和6年1月末の厚生年金保険（第1号）の適用事業所数は278万事業所であり、前年同月に比べて10万事業所（3.8%）増加している。



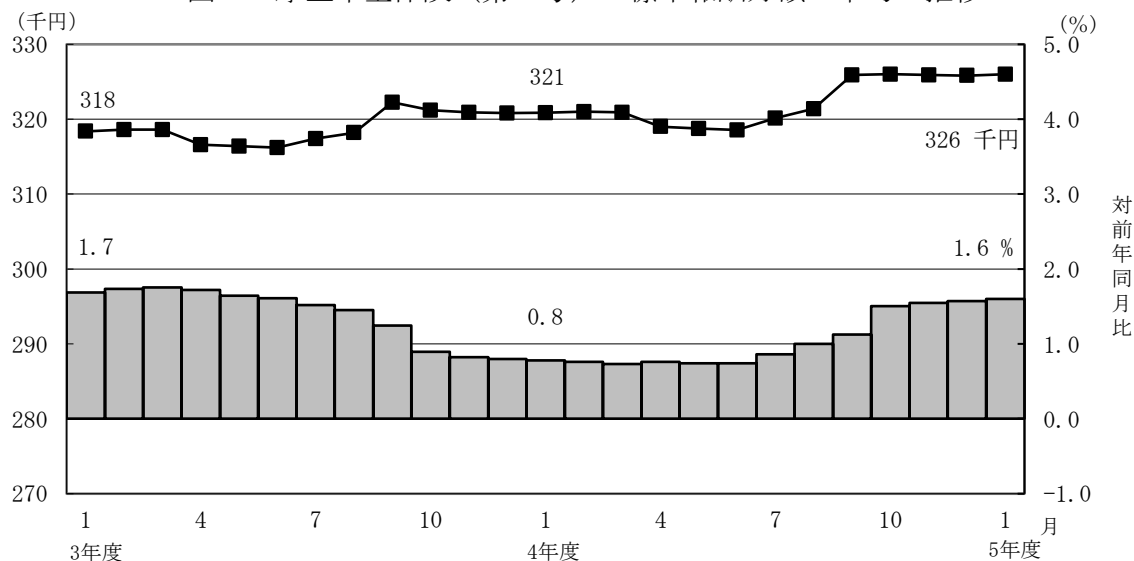
- 厚生年金保険（第1号）の被保険者数は4,219万人となっており、前年同月に比べて56万人（1.3%）増加している。内訳をみると、一般男子が2,513万人（対前年同月比15万人、0.6%増）、女子が1,701万人（対前年同月比41万人、2.5%増）、坑内員が4百人（対前年同月比10人、2.4%減）、船員が5万人（対前年同月比2百人、0.3%増）である。

図2 厚生年金保険（第1号） 被保険者数の推移



- 厚生年金保険（第1号）被保険者の標準報酬月額平均は、32万6,001円となっており前年同月に比べて1.6%増加している。内訳をみると、一般男子は37万216円（対前年同月比1.6%増）、女子は26万336円（対前年同月比2.1%増）、坑内員は39万1,317円（対前年同月比4.0%増）、船員が43万5,165円（対前年同月比2.7%増）である。

図3 厚生年金保険（第1号） 標準報酬月額の平均の推移

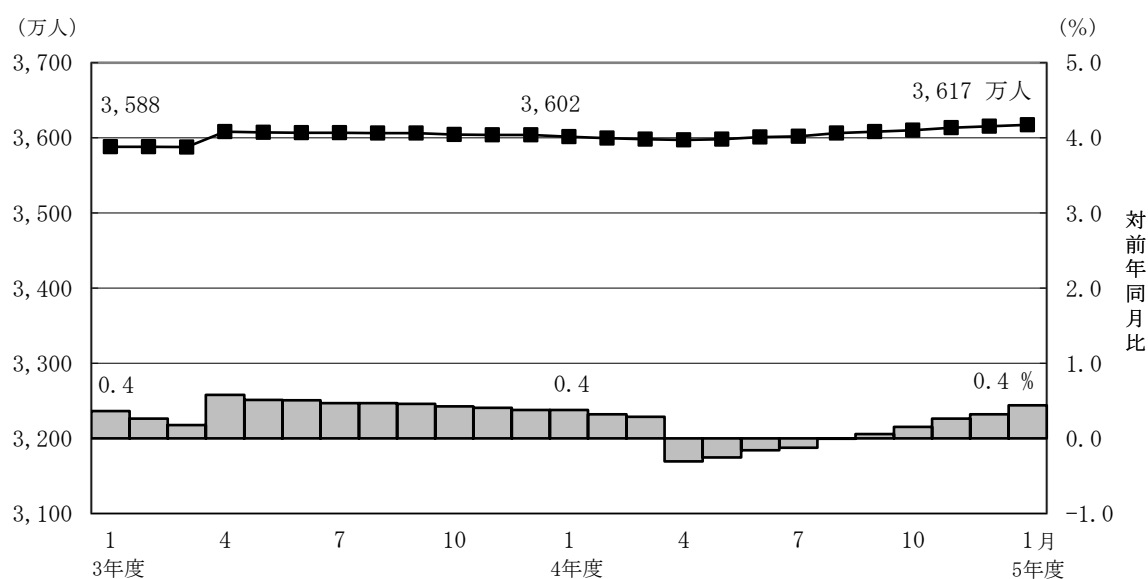


- 厚生年金保険（第1号）被保険者に係る賞与支給事業所数は22万事業所、賞与支給被保険者数は330万人、標準賞与額の平均は29万9,366円となっている。

(2) 給付状況

- 令和6年1月末の厚生年金保険（第1号）受給者数は3,617万人（旧法厚年分49万人、新法厚年分3,542万人、旧法船保分1万人、旧共済分25万人）で、前年同月に比べて16万人（0.4%）増加している。
- 老齢給付の受給者数は2,985万人（旧法厚年分24万人、新法厚年分2,941万人、旧法船保分3千人、旧共済分20万人）で、前年同月に比べて10万人（0.3%）増加している。
- 障害給付の受給者数は52万人（旧法厚年分2万人、新法厚年分49万人、旧法船保分8百人、旧共済分2千人）で、前年同月に比べて2万人（4.1%）増加している。
- 遺族給付の受給者数は580万人（旧法厚年分22万人、新法厚年分552万人、旧法船保分8千人、旧共済分5万人）で、前年同月に比べて4万人（0.6%）増加している。

図4 厚生年金保険（第1号） 受給者数の推移



- 令和6年1月末の厚生年金保険（第1号）の受給者に係る老齢年金の平均年金月額
は、14万7,497円となっている。

○ 令和6年1月末における失業給付との調整に該当する厚生年金保険（第1号）の受給権者数は2万人、高年齢雇用継続給付との併給調整に該当する受給権者数は8万人となっている。

表4 雇用保険の給付と厚生年金保険（第1号）の受給権者に係る老齢厚生年金との調整

	失 業 給 付								
	件数（人）			総停止年金額（千円）			平均停止月額（円）		
	計	老齢相当	通老相当 ・25年未満	計	老齢相当	通老相当 ・25年未満	計	老齢相当	通老相当 ・25年未満
令和 5 年 8 月	28,533	15,138	13,395	14,864,339	12,394,481	2,469,859	43,413	68,231	15,366
9 月	28,088	15,169	12,919	15,005,674	12,600,706	2,404,968	44,520	69,224	15,513
10 月	26,809	14,649	12,160	14,436,797	12,160,110	2,276,687	44,875	69,175	15,602
11 月	25,454	14,030	11,424	13,969,515	11,794,416	2,175,099	45,735	70,055	15,866
12 月	23,887	13,008	10,879	13,095,943	11,021,455	2,074,488	45,687	70,607	15,891
令和 6 年 1 月	21,964	11,717	10,247	11,893,663	9,959,362	1,934,301	45,126	70,833	15,731

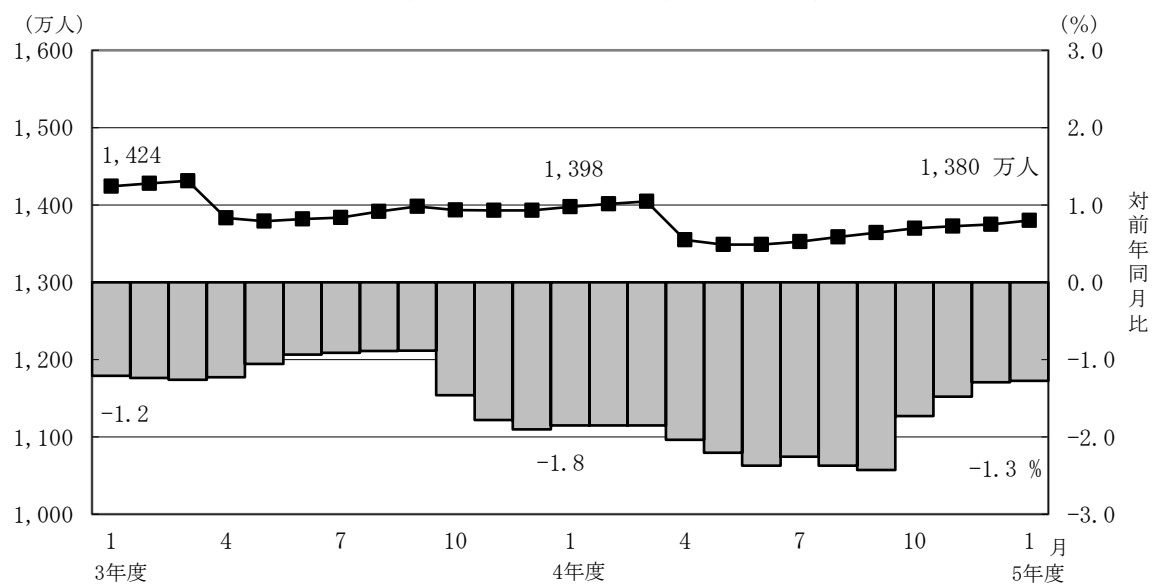
	高 年 齢 雇 用 継 続 給 付								
	件数（人）			高年齢雇用継続給付による停止総額（千円）			平均停止月額（円）		
	計	老齢相当	通老相当 ・25年未満	計	老齢相当	通老相当 ・25年未満	計	老齢相当	通老相当 ・25年未満
令和 5 年 8 月	86,776	81,558	5,218	11,224,843	10,727,917	496,926	10,780	10,961	7,936
9 月	85,003	80,046	4,957	11,071,166	10,585,256	485,910	10,854	11,020	8,169
10 月	85,696	80,733	4,963	11,120,388	10,636,517	483,871	10,814	10,979	8,125
11 月	85,928	80,859	5,069	11,079,234	10,589,056	490,178	10,745	10,913	8,058
12 月	86,167	81,066	5,101	11,119,415	10,625,630	493,785	10,754	10,923	8,067
令和 6 年 1 月	83,111	78,152	4,959	10,736,038	10,253,272	482,766	10,765	10,933	8,113

3. 国民年金

(1) 適用状況

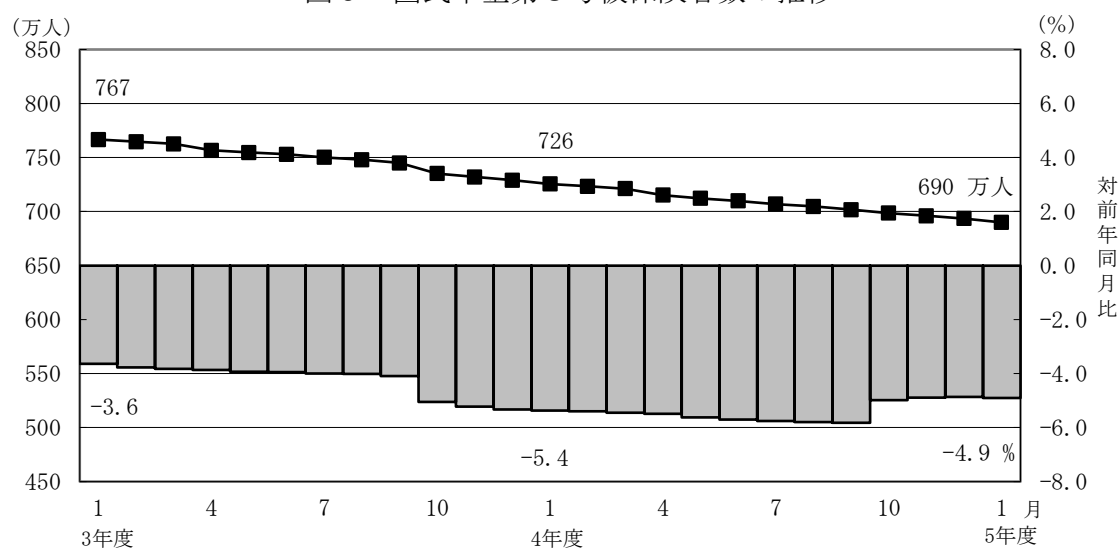
- 令和6年1月末の第1号被保険者数（任意加入被保険者を含む。）は、1,380万人となっており、前年同月に比べて18万人（1.3%）減少している。内訳をみると、男子は727万人（対前年同月比10万人、1.4%減）、女子は653万人（対前年同月比8万人、1.2%減）である。

図5 国民年金第1号被保険者数（任意加入を含む）の推移



- 第3号被保険者数は690万人となっており、前年同月に比べて36万人（4.9%）減少している。内訳をみると、男子は13万人（対前年同月比5千人、4.4%増）、女子は677万人（対前年同月比36万人、5.1%減）となっている。

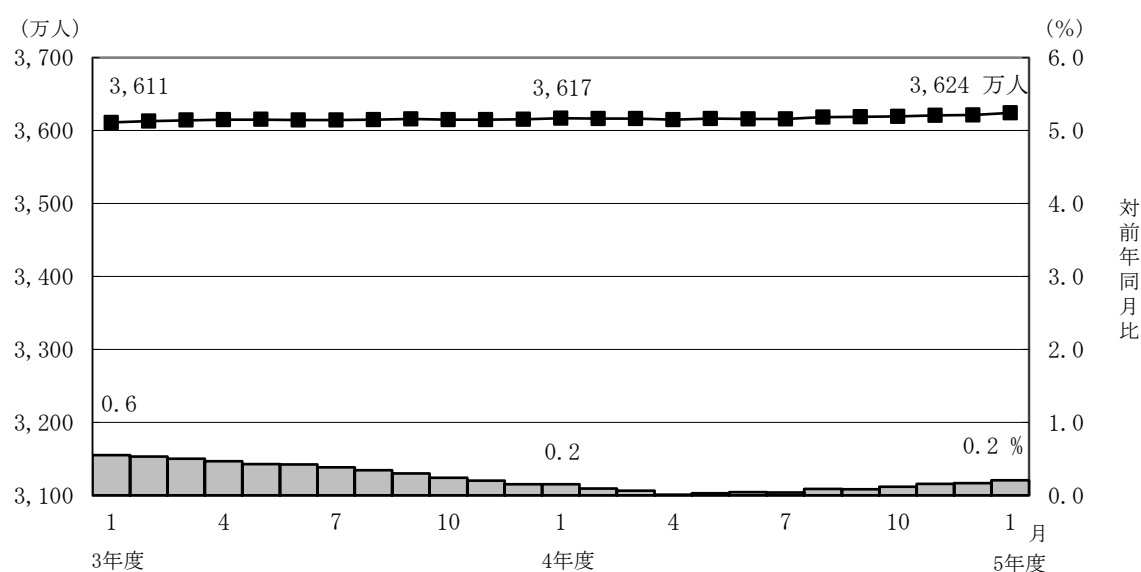
図6 国民年金第3号被保険者数の推移



（２）給付状況

- 令和6年1月末の国民年金受給者数は3,624万人（旧法拠出制38万人、基礎年金3,586万人）で、前年同月に比べて8万人（0.2%）増加している。
- 老齢給付の受給者数は3,398万人（旧法拠出制34万人、基礎年金3,364万人）で、前年同月に比べて3万人（0.1%）増加している。
- 障害給付の受給者数は217万人（旧法拠出制3万人、基礎年金215万人）で、前年同月に比べて5万人（2.4%）増加している。
- 遺族給付の受給者数は9万人（旧法拠出制6千人、基礎年金8万人）で、前年同月に比べて8百人（0.9%）減少している。

図7 国民年金受給者数の推移



- 国民年金の老齢年金・25年以上の受給者の平均年金月額は、令和6年1月末で5万7,665円となっている。
老齢年金・25年以上の新規裁定者（受給者）の平均年金月額は、5万5,353円となっている。
- 旧法老齢年金受給権者及び同一の年金種別の厚生年金保険（第1号）（旧共済組合を除く）の受給権を有しない基礎年金の老齢給付の受給権者について繰上げ受給の状況を見ると、1月は新規裁定者1万人のうち繰上げ受給権者が5百人となっており、繰上げ受給率は5.2%である。なお、令和4年度新規裁定者の繰上げ受給率は5.7%となっている。